

預金商品概要説明書（年金定期預金）

●この「商品概要説明書」は、年金定期預金の商品内容の概要を記載したものです。

詳しくは「自由金利型定期預金(M型)・定期預金共通規定」をご覧ください。

1. 商品名		年金定期預金 (愛称：ひだしん年金定期預金)
2. 販売対象		個人 ・ 公的年金の自動受取を当組合取引店に指定されている方 ・ 公的年金の自動受取を当組合取引店に新たに指定される方
3. 預入期間		・ 定型方式… 1 年、2 年の 2 種類です。 ・ 自動継続の場合、原則利息受取型のお取扱いとなります。(元利金継続を選択され継続日に預入金額制限を超える場合は、継続取引を中止します。)
4. 預入	(1) 預入方法	・ 一括入金です。追加でのご入金は別契約を作成します。 ・ 現金、預金等の他の口座からの振替、小切手その他の証券類によりご入金いただけます。 ・ 証券類によるご入金の場合、その決済が行われた日をご入金日とします。
	(2) 預入金額	・ 1 年、2 年それぞれ 1 人 1 0 0 万円以内 合計で 2 0 0 万円までお預入れできます。
	(3) 預入単位	1 円単位
5. 払戻方法		満期日以後に一括してお引出しいただけます。
6. 利息	(1) 適用金利	・ 預入時（自動継続の場合は継続日）のスーパー定期店頭表示の利率に 0.2 % の利率を上乗せした利率を満期日まで適用します。(固定金利商品) (金利は、店頭の金利表示ディスプレイ、ホームページに表示しています。) ・ 金利情勢等により、取扱期間中に大幅に金利変動があった場合には、商品内容の変更やお取扱いを中止する場合があります。
	(2) 利払方法	・ 預入期間 1 年のものは、満期日以後に一括してお支払いします。 ・ お預入れ期間 2 年のものは、中間利払日（お預入れ日の 1 年ごとの応当日）以降および満期日以降にお支払いします。 中間利払日にお支払いする利息（中間払利息）は（約定利率×70%。小数点第 4 位以下切捨て） 中間利払の方式は、原則口座振替または現金受取となります。(中間払利息定期預金を選択された場合は、満期日以降に精算いたします。)
	(3) 計算方式	・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算。 ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
	(4) 税金	・ 利息に対し 20.315 % (国税 15.315 %、地方税 5 %) の源泉分離課税が適用されます。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税され、20.315%の税率となります。
7. 手数料		_____
8. 付加できる特約事項		マル優制度の条件を満たすお客様は、マル優のお取扱いができます。 ※マル優適格となる方 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方 ・ 遺族基礎年金受給者である被保険者の妻 ・ 寡婦年金受給者等 ※マル優の取扱いをお申込みされる場合は、上記適格条件が確認できる書類の提示とマイナンバーの申告が必要となります。
9. 中途解約時の取扱		(1) 解約の取扱い ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）で預入日から解約日の前日までの日数計算をした利息（期限前解約利息）から税金

9. 中途解約時の取扱	を差し引き、元本と合わせてお支払します。 ・ 中間払利息を支払済の場合には、その中間払利息の合計額と期限前解約利息との差額を清算します。 【ご留意】 中間払利息をお支払済みのものを中途解約した場合、中途解約時点でのお支払元利金合計額が、定期預金の元金金額以下となるケースがあります。 これは中途解約時の支払利息と既に支払済みの中間払利息との差額を精算させていただくもので、元本割れではございませんのでご了承ください。 (2) 中途解約利率 ・ 実際の預入期間が6ヵ月未満の場合…解約日における普通預金利率 ・ 実際の預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合…約定利率×50% ・ 実際の預入期間が1年以上2未満の場合………約定利率×70% (3) 解約手数料はいただきません。
10. その他参考となる事項	
(1) 一部解約	一部解約・一部引出はできません。
(2) 証書	証書を発行します。
(3) 総合口座	総合口座でのお取扱はできません。
(4) 預金保険制度	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 (預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり—金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。)
(5) その他	公的年金の自動受取を当組合取引店から変更または中止された場合、変更等された時から最初の満期日において契約を終了します。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓 口：ひだしんお客様相談室】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く） 受付時間：9：00～17：30 電 話：0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp/ ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）、 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）、 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。 【窓 口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く） 受付時間：9：00～17：00 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）

自動継続扱いの場合、ご継続時には改めての商品内容のご説明はいたしませんのでご了承ください。

（令和2年11月2日現在）